

事務連絡
令和2年11月26日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について③（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年8月26日及び10月9日「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について」（事務連絡）により、慰労金申請についての特段のご配慮についてお願いしたところです。

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務であること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して慰労金を給付することとしています。

上記の慰労金の趣旨を踏まえ、対象となる方々に慰労金が速やかに届けられるよう、

①これから都道府県（国保連合会）に申請を行う施設・事業所等については、年内を目途に申請をいただくこと

②既に都道府県（国保連合会）から慰労金の交付（振込）を受けた施設・事業所等については、速やかに職員（派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員を含む）に慰労金を振り込むこと

につきまして、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、慰労金の早期執行に向けて引き続き都道府県、業務受託事業者、派遣事業者団体に対しても協力依頼を行っておりますので情報提供いたします。（別紙（添付資料省略））

別紙

事務連絡
令和2年11月26日

各都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年6月19日付老発0619第1号「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」及び同8月26日「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について」（事務連絡）により、各都道府県において介護従事者に慰労金の給付手続きを行っていただいているところですが、都道府県によっては、速やかな申請を促すため申請期限を早い時期に設定することにより、現時点で施設・事業所等や個人からの申請期限を迎えているところもあると承知しております。

慰労金については、速やかな給付と併せて、対象となる介護従事者に確実にお届けすることも求められますので、慰労金の申請が貴都道府県の申請期限を過ぎている場合についても、給付対象となる方に確実に慰労金が給付されるよう、柔軟な対応をお願いいたします。

また、改めて介護サービス施設・事業所等に向けて速やかな申請について依頼文書を発出していることから（別添）都道府県におかれましても、施設・事業所等からの申請に対する速やかな支払いにつきまして引き続き宜しく願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 26 日

介護サービス事業所・施設等の業務を受託する関係事業者 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年 10 月 9 日「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について(令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））」(事務連絡)により、対象となる方の慰労金の申請について協力依頼を行ったところです。

今般、改めて介護サービス施設・事業所等に向けて慰労金の速やかな申請について依頼文書を発出していることから（別添）対象となる方々に慰労金が速やかに届けられるよう、引き続き介護サービス事業所・施設等と連携の上、ご協力をお願い致します。